

川西市公告第131号

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月4日

川西市長 越田 謙治郎

地籍調査にあたり、下記土地の所有者のうち所在が明らかでない者がおり筆界の確認を得ることができません。そこで所在が明らかな他の土地所有者による確認を得て筆界案を作成した旨を公告します。

1 土地の所在・地番

川西市黒川字大堂	15番、16番、17番、19番
字奥滝谷	22番
字大上	32番
字水口	41番

2 筆界案を確認することができる場所

川西市中央町12番1号 川西市役所5階 川西市土木部道路管理課

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

川西市

5 期間等

公告の日から20日間意見を申し出ることができる。当該期間（令和7年9月4日～令和7年9月24日）を経過しても申し出がないときは、準則第30条第4項の規定に基づき調査を行う。